

**大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月15日

大阪市会議長 丹野壮治様

提出者

田辺信広	佐々木哲夫	山本長助
野上らん	藤田あきら	竹下隆
岡崎太	飯田哲史	ホンダリエ
佐々木りえ	高見亮	辻淳子
西徳人	山田正和	西崎照明
永田典子	前田和彦	森山よしひさ
北野妙子	太田晶也	

(別紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 [略] 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項であっても、市政改革委員会以外の常任委員会の所管に係るものについては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。 [(1)~(3) 略] (4) 都市経済委員会 14人 [ア~ウ 略] <u>エ</u> 大阪都市計画局の所管に属する事項 <u>オ</u> 計画調整局の所管に属する事項 [(5)・(6) 略] [3 略]	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 [同左] 2 [同左] [(1)~(3) 同左] (4) [同左] [ア~ウ 同左] [新設] <u>エ</u> 都市計画局の所管に属する事項 [(5)・(6) 同左] [3 同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

第2条 大阪市会委員会条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲

げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項であっても、市政改革委員会以外の常任委員会の所管に係るものについては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>(4) 都市経済委員会 14人</p> <p>    [ア・イ 略]</p> <p>    <u>ウ</u> <u>万博推進局の所管に属する事項</u></p> <p>    <u>エ~カ</u> [略]</p> <p>[(5)・(6) 略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p>(4) [同左]</p> <p>    [ア・イ 同左]</p> <p>    [新設]</p> <p>    <u>ウ~オ</u> [同左]</p> <p>[(5)・(6) 同左]</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

#### 附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和3年大阪市条例第47号）第2条の規定の施行の日から施行する。

#### 説 明

大阪市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。